

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項（第四項・第一項及び第四項）の規定によって、次の肥料の登録事項に係る変更の届出があった。

令和四年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	変更のあった登録事項	変更前	変更後	変更年月日
広島県 第二二〇二号	肥料名称	発酵鶏糞P三― 三―一	発酵有機P三― 一―三	令和三年一月二六日